

令和 4 年 （ 2 0 2 2 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

（その 1）

令和 4 年 2 月 8 日

令和4年(2022年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第1号	那覇市教育委員会の委員の任命について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第2号	那覇市固定資産評価員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第3号	那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	5
議案第4号	那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	11
議案第5号	那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	15
議案第6号	那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 情報政策課	21
議案第7号	那覇市玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 文化財課	31
議案第8号	なは商人塾条例を廃止する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	35
議案第9号	那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	環境部 環境衛生課	37
議案第10号	那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	41
議案第11号	那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	43
議案第12号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 建築指導課	57

令和4年(2022年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第13号	那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	上下水道局 総務課	75
議案第14号	那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	消防局 警防課	77
議案第15号	令和3年度那覇市一般会計補正予算(第10号)	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第16号	令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第17号	令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第18号	令和3年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第19号	令和3年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第20号	令和3年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第21号	令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第22号	令和3年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第23号	令和3年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第24号	令和4年度那覇市一般会計予算	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊

令和4年(2022年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第25号	令和4年度那覇市病院事業債管理特別会計予算	予算決算常任委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第26号	令和4年度那覇市介護保険事業特別会計予算	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第27号	令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第28号	令和4年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第29号	令和4年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第30号	令和4年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第31号	令和4年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算	任委員会 (都市建設環	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第32号	令和4年度那覇市水道事業会計予算	任委員会 (都市建設環	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第33号	令和4年度那覇市下水道事業会計予算	任委員会 (都市建設環	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第34号	財産の処分について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	83
議案第35号	那覇市緑ヶ丘公園集会所の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	85
議案第36号	那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	87
議案第37号	那覇市字大嶺自治会館の指定管理者の指定について	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	89
議案第38号	令和4年度包括外部監査契約の締結について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	91

令和4年(2022年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第39号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度那覇市一般会計補正予算(第9号))	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	企画財務部 財政課	93
議案第40号	議決内容の一部変更について	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	105
議案第41号	那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者の指定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	107
議案第42号	那覇市の公共下水道を南風原町の住民の利用に供させることについて	都市建設環境委員会	上下水道局 料金サービス課	109
議案第43号	那覇市の公共下水道を浦添市の住民の利用に供させることについて	都市建設環境委員会	上下水道局 料金サービス課	111
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済委員会	市民文化部 市民生活安全課	115

那覇市教育委員会の委員の任命について

次の者を那覇市教育委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

山城 達彦

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は、那覇市教育委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市固定資産評価員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価員に選任したいので、同意を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

譜久村 和範

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は、那覇市固定資産評価員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

災害への対処等のため週休日等に勤務した管理職員に対する管理職員特別勤務手当を新設するほか、扶養手当等の算定に当たってパートナーシップ関係にある者を考慮し、その他所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第3条 職員が勤務しないときは、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する時間外勤務代休時間、休日及び休日に代わる日(以下「休日等」という。)、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定に基づき職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。	(給与の減額) 第3条 職員が勤務しないときは、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第7条第1項に規定する休日(勤務時間条例第8条第1項の規定により同項に規定する代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該代休日。以下「休日等」という。)である場合、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定に基づき職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第10条 [略]

2 [略]

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日
前1年間におけるその者の勤務成績に応
じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか
否か及び昇給させる場合の昇給の号給数
は、同項に規定する期間の全部を良好な
成績で勤務した職員の昇給の号給数を4
号給とすることを標準として規則で定め
る基準に従い決定するものとする。

5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける
職員にあっては、57歳)を超える職員に関
する前項の規定の適用については、同項
中「4号給」とあるのは、「2号給」とす
る。

6～9 [略]

10 休職(法第55条の2第1項ただし書の許
可を受けた場合を含む。)又は休暇のため
勤務しなかった職員が復職し、又は再び
勤務するに至った場合において、部内の
他の職員との権衡上必要があると認める
ときは、復職し、又は再び勤務するに至
った日以後において規則の定めるところ
により、その者の給料月額を調整するこ
とができる。

11 [略]

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第10条 [略]

2 [略]

3 職員の昇給は、規則で定める日に、規則
で定める期間におけるその者の勤務成績
に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員(次項に規定する
職員を除く。以下この項において同じ。)
を昇給させるか否か及び昇給させる場合
の昇給の号給数は、前項の規則で定める
期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、
次に掲げる事由に該当しない職員の昇給
の号給数を4号給とすることを標準とし
て規則で定める基準に従い決定するもの
とする。

(1) 前項の規則で定める期間の末日の
翌日から同項の規則で定める日の前日
までの間に法第29条第1項から第3項ま
での規定による懲戒処分を受けたこ
と。

(2) 前号に掲げる事由に準ずるものと
して規則で定める事由

5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける
職員にあっては、57歳)を超える職員の第
3項の規定による昇給は、規則で定める場
合に限り行うものとし、昇給させるか否
か及び昇給させる場合の昇給の号給数
は、勤務成績に応じて規則で定める基準
に従い決定するものとする。

6～9 [略]

10 休職(法第55条の2第1項ただし書の許
可を受けた場合を含む。)又は休暇のため
勤務しなかった職員が復職し、又は再び
勤務するに至った場合において、部内の
他の職員との権衡上必要があると認める
ときは、復職し、又は再び勤務するに至
った日以後において規則の定めるところ
により、その者の号給を調整することが
できる。

11 [略]

(給料の支給方法)

第12条 [略]

2～5 [略]

- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条、第3条の2及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(給料の支給方法)

第12条 [略]

2～5 [略]

- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条、第3条の2及び第4条の規定による週休日(第13条の2第1項第1号において「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 前条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が特に必要があると認めるときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 週休日又は休日等(次号において「週休日等」という。)に勤務した場合

(2) 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に規定する勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号に規定する勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

3 前2項に規定するもののほか、管理職員

(扶養手当) 第15条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2)～(6) [略] 3～5 [略] (住居手当) 第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) [略] (2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者</u>が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～3 [略] (単身赴任手当) 第19条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職	<u>特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (扶養手当) 第15条 [略] 2 [略] (1) <u>配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又はこれに相当するものとして規則で定める者をいう。以下同じ。)</u> (2)～(6) [略] 3～5 [略] (住居手当) 第18条 [略] (1) [略] (2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者等</u>が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～3 [略] (単身赴任手当) 第19条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者等</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする
--	--

員に支給する。ただし、<u>配偶者</u>の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 単身赴任手当の月額、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と<u>配偶者</u>の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。 3～4 [略] (手当の支給方法) 第28条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。	職員に支給する。ただし、<u>配偶者等</u>の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 単身赴任手当の月額、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と<u>配偶者等</u>の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。 3～4 [略] (手当の支給方法) 第28条 管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第15条、第18条及び第19条の2の改正規定 令和4年4月1日
 - 第10条の改正規定 規則で定める日
- 改正後の第3条、第7条、第12条、第13条の2及び第28条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

職員等の服務の宣誓における対面での署名及び押印を不要とし、その他所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例(昭和47年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。 <u>(服務の宣誓)</u> 第2条 新たに職員等となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。 2 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、<u>別段の定めをすることができる。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>新たに本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者又は職員となつた者</u>(以下「職員等」という。)の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。 <u>(服務の宣誓)</u> 第2条 職員等は、次に掲げる事項を誓う旨の宣誓書を任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、教育委員会。以下同じ。)に提出しなければならない。 (1) 主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護すること。 (2) 地方自治の本旨を体すること。 (3) 公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚すること。 (4) 全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること。 2 前項の宣誓書の様式は、任命権者が定める。 3 第1項の規定による宣誓書の提出は、職員等がその職務に従事する前に行わなければならない。ただし、天災その他の任命権者が認める理由がある場合において、職員等が同項の規定による宣誓書の提出の前にその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかに行わなければならない。

別記様式 〔略〕	
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

職員の意に反する降給の事由及び手続に関し必要な事項を定め、その他所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この条例において職員とは、法第3条第2項に規定する一般職に属するすべての職員をいう。 (降任、免職及び休職する場合の条件) 第3条 法第28条第1項第1号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。 2 法第28条第1項第2号の規定により、職員をその意に反して降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定により休職する場合においては、任命権者の定める医師2名によって職務の遂行に支障があると診断された場合とする。 3 法第28条第1項第3号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。 (休職事由) 第4条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを休職することができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条及び第3条 削除 (休職の事由) 第4条 任命権者は、職員が次の各号に掲げ<u>る場合のいずれかに該当するときは、こ</u>

きる。

(1)～(3) [略]

- 2 法第28条第2項及び前項各号の一に該当するとして休職した職員が、その休職事由の消滅又はその休職期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職することができる。

れを休職することができる。

(1)～(3) [略]

- 2 法第28条第2項及び前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとして休職した職員が、その休職事由の消滅又はその休職期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職することができる。

(降給の種類)

第5条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表をいう。))の下位の職務の級に変更することをいう。次条及び第8条第1項において同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第7条において同じ。))とする。

(降格の事由)

第6条 任命権者は、職員が法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

(降号の事由)

第7条 任命権者は、職員が法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは、これを降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第8条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定により職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定により職員を休職する場合又は第6条の規定により職員を降格する場合(法第28条第1項第2号に掲げる場合に該当するときに限る。)は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。ただし、任命権者が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 任命権者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場

(休職の効果)

第5条 [略]

2～3 [略]

4 前条第1項の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

5 前項の規定による休職の期間(前条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、任命権者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。

6 前条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。

7 [略]

第6条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2～3 [略]

第7条 [略]

(降任、免職及び休職の手続)

第8条 任命権者は、職員の意に反してこれを降任、免職又は休職する場合には、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。

第9条 [略]

(この条例の施行に関し必要な事項)

第10条 [略]

合は、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第9条 職員は、前条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない。

(休職の効果)

第10条 [略]

2～3 [略]

4 第4条第1項の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

5 前項の規定による休職の期間(第4条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、任命権者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。

6 第4条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。

7 [略]

第11条 休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

2～3 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

(委任)

第14条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職者の給与) 第29条 [略] 2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間(那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)第5条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。)が満1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。 3～7 [略]	(休職者の給与) 第29条 [略] 2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間(那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)第10条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。)が満1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。 3～7 [略]
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる手続等の対象
範囲を拡げ、添付書面の省略等について所要の規定を整備するため、この案を
提出する。

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>市の機関</u>に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、<u>市民の利便性の向上</u>を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>条例等</u> <u>条例、執行機関の規則その他の規程(地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項の規則及び同法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。)</u>及び<u>企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。)</u>をいう。 (2) <u>市の機関</u> <u>市長その他の執行機関、公営企業管理者その他市の職員であつて法律又は条例上独立に権限を行使す</u>	<u>那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>市の機関等</u>に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、<u>市民等の利便性の向上</u>を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 [略] (1) <u>条例等</u> <u>次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項の規則、同法第138条の4第2項の規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。)</u> <u>イ 地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により沖縄県の条例で定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する沖縄県の条例及び沖縄県の執行機関の規則</u> (2) <u>市の機関等</u> <u>次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 市長その他の執行機関</u>

ることを認められたものをいう。

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)～(5) [略]

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(10) [略]

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報

イ 上下水道事業管理者

ウ ア又はイに定めるもののほか、市の職員であって法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたもの

エ 附属機関

オ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)～(5) [略]

(6) 申請等 申請、届出その他の法令(法律及び法律に基づく命令をいう。次号から第9号までにおいて同じ。)又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) [略]

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処

処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。)であって規則等で定めるものを使用する方法により行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。
- 5 市の機関等は、申請等のうち他の条例等の規定において当該申請等の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているもの

6 申請等(当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。)のうちに第1項の規定により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織であって規則等で定めるものを使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該規則等で定めるものを使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されている

については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、

ものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等(当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。)のうちに第1項の規定により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にか

規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

かわらず、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。)については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の市長が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、情報システムの整備その他必要な措置を講じるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等)

第9条 第3条から第6条までに規定する規則等は、市長その他の執行機関の所管に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、公営企業管理者の所管に係る手続等にあつては企業管理規程とする。

(委任)

事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報システムの整備等)

第10条 市は、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の活用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術の活用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

<u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	<u>第12条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>等で定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市^{タマウドゥン}玉 陵 及び識名園条例の一部を改正する条例制定について

那覇市^{タマウドゥン}玉 陵 及び識名園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

玉陵及び識名園について、1 年を単位とする観覧料を新たに設け、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

タマウダウン
那覇市 玉 陵 及び識名園条例の一部を改正する条例

那覇市 タマウダウン 玉 陵 及び識名園条例(平成5年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
タマウダウン <u>那覇市 玉 陵 及び識名園条例</u> (設置) 第1条 タマウダウン 史跡 <u>玉 陵</u> その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、タマウダウン <u>玉 陵</u> 及び識名園を設置する。 (位置) 第2条 タマウダウン <u>玉 陵</u> 及び識名園の位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>タマウダウン <u>玉 陵</u></td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table> (観覧料) 第3条 タマウダウン <u>玉 陵</u> 及び識名園(以下「タマウダウン <u>玉 陵</u> 等」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (観覧料の減免) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料の全部を免除することができる。 (1)～(6) [略] (7) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は<u>精神衛生鑑定医</u>により知的障がい者と<u>判定された者</u>をいう。)及びその引率者が観覧する場合	タマウダウン <u>玉 陵</u>	[略]	[略]		<u>那覇市玉陵及び識名園条例</u> (設置) 第1条 タマウダウン 史跡 <u>玉 陵</u> その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、<u>玉陵</u> 及び識名園を設置する。 (位置) 第2条 <u>玉陵</u> 及び識名園の位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td><u>玉陵</u></td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table> (観覧料) 第3条 <u>玉陵</u> 及び識名園(以下「<u>玉陵等</u>」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (観覧料の減免) 第4条 [略] (1)～(6) [略] (7) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は<u>精神科医</u>により知的障がい者と<u>認定された者</u>をいう。)及びその引率者が観覧する場合	<u>玉陵</u>	[略]	[略]	
タマウダウン <u>玉 陵</u>	[略]								
[略]									
<u>玉陵</u>	[略]								
[略]									

(8)～(9) [略] 2 [略] (行為の禁止) 第5条 タマウドウン 玉 陵 等の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) タマウドウン 玉 陵 等及びその区域に設置されたものを損傷し、又は汚損すること。 (2)～(7) [略] (行為の制限) 第6条 タマウドウン 玉 陵 等の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)～(6) [略] 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の タマウドウン 玉 陵 等観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。 3 [略] (原状回復) 第8条 市長は、第5条の規定に違反した者に対して、直ちに原状回復を命じ、及び タマウドウン 玉 陵 等の区域内から退去を命ずることができる。 [別表 別記]	(8)～(9) [略] 2 [略] (行為の禁止) 第5条 玉陵等の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 玉陵等及びその区域に設置されたものを損傷し、又は汚損すること。 (2)～(7) [略] (行為の制限) 第6条 玉陵等の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)～(6) [略] 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の玉陵等の観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。 3 [略] (原状回復) 第8条 市長は、第5条の規定に違反した者に対して、直ちに原状回復を命じ、及び玉陵等の区域内からの退去を命ずることができる。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

施設	個人	団体(20人以上)
タマウドゥン 玉 陵	大人 300円 小人 150円	大人 240円(1人につき) 小人 120円(1人につき)
識名園	大人 400円 小人 200円	大人 320円(1人につき) 小人 160円(1人につき)

備考

- 1 小人とは、中学生以下の者をいい、大人とは、それ以外の者をいう。
- 2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区分		単位	観覧料(1人につき)	
			大人	小人
玉陵	個人	1日	300円	150円
		1年	600円	300円
	団体(20人以上)	1日	240円	120円
識名園	個人	1日	400円	200円
		1年	800円	400円
	団体(20人以上)	1日	320円	160円

備考

- 1 「小人」とは、中学生以下の者をいい、「大人」とは、それ以外の者をいう。
- 2 「1年」とは、観覧料を納付する日から起算して1年を経過する日までの期間(当該期間内に小人に該当しないこととなる者の小人の観覧料にあつては、観覧料を納付する日以後の最初の3月31日までの期間)をいう。
- 3 小学校就学前の者は、無料とする。

なは商人塾条例を廃止する条例制定について

なは商人塾条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

なは商人塾を廃止するため、この案を提出する。

なは商人塾条例を廃止する条例

なは商人塾条例(平成7年那覇市条例第19号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例制定について

那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

ハブ飼育者に関連する規定、ハブ生息地域を指定する規定等を削除し、その他所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例

那覇市ハブ対策条例(昭和55年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 不適當構造物 <u>直径2センチメートル以上の裂孔とその内部に広い空間を有する自然岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物でハブの越冬、産卵を可能ならしめるものをいう。</u> (4) <u>ハブ飼育者等 一定の施設又は装置によりハブを飼育する者又はハブの捕獲、展示等ハブを取り扱うことによって生計を営む者をいう。</u> (生活環境の整備義務) 第3条 [略] 2 市内にある土地、建物等の所有者又は占有者は、それらが不適當構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。 (捕獲等の届出) 第4条 ハブを<u>発見、捕獲若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに市長に届け出なければならない。</u> (ハブ飼育者等の義務) 第5条 <u>ハブ飼育者等は、ハブ飼育者等となった日から30日以内に必要な事項を市長に届け出なければならない。</u> 第6条 <u>ハブ飼育者等は、ハブの管理及び取扱いについては、人畜に害を及ぼさないように施設を整備し、安全に管理しなければならない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 不適當構造物 <u>岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物であつて、直径2センチメートル以上の裂孔を有し、ハブの生息に適する空間を有すると認められるものをいう。</u> (生活環境の整備義務) 第3条 [略] 2 市内に<u>存する</u>土地、建物等の所有者又は占有者は、それらが不適當構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。 (<u>発見等</u>の届出) 第4条 ハブを<u>発見し、捕獲し、若しくは捕殺した者又はハブ咬症にかかった者は、速やかに市長に届け出なければならない。</u>

2 飼育ハブが逃げた場合は、ハブ飼育者等は、直ちに近隣の市民に通報すると同時に被害防止のための必要な措置をとらなければならない。

3 ハブ飼育者等は、前項の事故が発生したとき、又はハブ咬症^{こう}が発生したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(ハブ生息地域の指定)

第7条 市長は、ハブ生息地域を指定し、ハブによる被害を防止するための適切な措置をとらなければならない。

(治療費の市負担)

第8条 ハブ咬症^{こう}のため医師の治療を受けた場合は、その者の医療費のうち自己負担分は、規則で定める額の範囲内で本市が負担する。

(補修材料の補助)

第9条 ハブ生息地域において、市長が認める不適當構造物を補修するときは、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を補助することができる。

第10条 [略]

(勧告)

第11条 [略]

2 市長は、ハブ飼育者等が第6条第1項の規定に違反していると認めるときは、ハブ飼育者等に対して必要な措置を勧告することができる。

(措置命令)

第12条 市長は、ハブ飼育者等が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(ハブによる被害の防止)

第5条 市長は、前条の規定による届出に係る場所その他のハブが生息する蓋然性が高いと認める場所において、ハブによる被害を防止するための適切な措置をとらなければならない。

(治療費の支給)

第6条 ハブ咬症^{こう}のため医師の治療を受けた者に対し、規則で定める金額の範囲内において、当該治療に要した医療費の一部負担金に相当する金額を支給する。

(補修材料の支給)

第7条 市内に存する不適當構造物の所有者又は占有者が当該不適當構造物を補修しようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を支給することができる。

第8条 [略]

(勧告)

第9条 [略]

<u>第13条</u> 〔略〕 <u>(罰則)</u> <u>第14条</u> 次の各号の一に該当する者に対しては、2万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) <u>第5条の規定による届出を怠った者</u> (2) <u>第6条第2項の規定に違反した者</u> (3) <u>正当な理由なく前条の規定による調査を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者</u> <u>2 次の各号の一に該当する者に対しては、3万円以下の罰金又は科料に処する。</u> (1) <u>第6条第3項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者</u> (2) <u>第12条の規定による措置命令に従わなかった者</u> <u>第15条</u> 〔略〕	<u>第10条</u> 〔略〕 <u>第11条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)に係る経過措置の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理するため、この案を提出する。

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。	付 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を追加し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基礎課税額の税率) 第4条 基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万8,200円</u> (3) [略] (後期高齢者支援金等課税額の税率) 第6条 後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,300円</u> (3) [略] (介護納付金課税額の税率) 第8条 介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,700円</u> (3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,600円</u> (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条の保険税の額とする</u>。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 [略] (保険税の減額)	(基礎課税額の税率) 第4条 [略] (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>1万8,200円</u> (3) [略] (後期高齢者支援金等課税額の税率) 第6条 [略] (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,300円</u> (3) [略] (介護納付金課税額の税率) 第8条 介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,700円</u> (3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき<u>4,600円</u> (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の保険税の額</u>。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 [略] (保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該

第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所

給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万2,740円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,310円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,390円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,220円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,100円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,650円

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1万2,740円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき2,310円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき5,390円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき3,220円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき9,100円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,650円

0円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,300円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,640円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 660円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 920円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき3,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき2,300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき3,640円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき660円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき920円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につき次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,730円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,100円

(2) 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につき次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 495円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 825円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,650円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若し

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若し

くは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110

くは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所

万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」

得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控

という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式

除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株

等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対す

引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所

る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山

得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約

しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約

等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料について所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

- 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審	[略]	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)

<u>査を受けたものを除く。</u>)の認定の申請に対する審査		ア 一戸建ての住宅(新築) 52,000円 イ 共同住宅等(新築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>当該区分</u>に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 119,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 188,000円 (ウ) 1,000平方メートルを<u>越え</u>3,000平方メートル以下の建築物 375,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 668,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,146,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 2,129,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 3,060,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 3,767,000円 ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 75,000円 エ 共同住宅等(増築又は改築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>当該区分</u>に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 176,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000
--	--	--

			平方メートル以下の建築物 <u>278,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>556,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>992,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>1,703,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>3,167,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>4,552,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>5,604,000円</u>
(2)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(あらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けたものに限る。ただし、法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 <u>10,000円</u> イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>33,000円</u> (イ) 500平方メートルを超え1,000

			平方メートル以下の建築物 53,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 98,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 167,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 257,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 467,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 636,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 769,000円
(3)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅(新築) 6,000円 イ 共同住宅等(新築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 11,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000

			平方メートル以下の建築物 <u>18,000円</u>
		(ウ)	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>28,000円</u>
		(エ)	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>50,000円</u>
		(オ)	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>85,000円</u>
		(カ)	10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>145,000円</u>
		(キ)	20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>188,000円</u>
		(ク)	30,000平方メートルを超える建築物 <u>213,000円</u>
	ウ	一戸建ての住宅(増築又は改築) <u>8,000円</u>	
	エ	共同住宅等(増築又は改築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
		(ア)	500平方メートル以下の建築物 <u>15,000円</u>
		(イ)	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 <u>24,000円</u>
		(ウ)	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>37,000円</u>
		(エ)	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>66,000円</u>
		(オ)	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>112,000円</u>
		(カ)	10,000平方メートルを超え2

			0,000平方メートル以下の建築物 <u>190,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>245,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>273,000円</u>
(4)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について<u>法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。</u>)の認定の申請に対する審査	[略]	<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</u> ア 一戸建ての住宅(新築) <u>26,000円</u> イ 共同住宅等(新築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する<u>(1)の項</u>手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、<u>それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</u> ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) <u>37,500円</u> エ 共同住宅等(増築又は改築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する<u>(1)の項</u>手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、<u>そ</u>

			れぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)
(5)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分についてあらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けたものに限る。ただし、変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(6)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築

	する審査		等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅(新築) 3,000円 イ 共同住宅等(新築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 4,000円 エ 共同住宅等(増築又は改築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(7)	法第9条第1項の規定による法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した <u>場合</u> における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	[略]
(8)	[略]		

5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		

(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]
(3)～(4) [略]		

備考 [略]

6～7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

4 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又は	[略]	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の

これらの写し(以下この項において「<u>確認書等</u>」という。)を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査		合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 <u>61,000円</u> イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)の新築をする場合 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>145,000円</u> (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 <u>228,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>457,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>825,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>1,432,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>2,667,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>3,847,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>4,740,000円</u> ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 <u>89,000円</u> エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定
--	--	---

			める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>213,000円</u> (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 <u>337,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>678,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>1,227,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>2,132,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>3,973,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>5,732,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>7,061,000円</u>
(2)	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査	確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 <u>10,000円</u> イ 共同住宅等の新築をする場合 次

の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ア) 500平方メートル以下の建築物 15,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 24,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 38,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 58,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 88,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 147,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 185,000円

(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 210,000円

ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 13,000円

エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ア) 500平方メートル以下の建築物 22,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物

			0平方メートル以下の建築物 <u>34,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>55,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>86,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>130,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>219,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>277,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>314,000円</u>
(3)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について<u>確認書等を添えたものを除く。</u>)の認定の申請に対する審査	[略]	<u>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額</u>(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 <u>30,500円</u> イ 共同住宅等の新築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する<u>(1)の号手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を</u>

			、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 44,500円 エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(4)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について<u>確認書等を添えたものに限る。</u>)の認定の申請に対する審査	<u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u>	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 5,000円 イ 共同住宅等の新築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄イ(ア)

			から(ク)までに掲げる区分に応じ、<u>当該(ア)から(ク)までに定める額</u>を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 6,500円 エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄 エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、<u>当該(ア)から(ク)までに定める額</u>を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(5)	法第9条第1項及び第3項の規定による法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合等における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	[略]
(6)	[略]		

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u> (住宅以外の用途に供する部分について	[略]	

は建築基準法第77条の2 1第1項に規定する指定 確認検査機関を兼ねる ものに限る。)又は建築 物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する 登録建築物エネルギー 消費性能判定機関(以下 「評価機関等」という。) による審査を受けたも のに限る。)の認定の申 請に対する審査	
(3)～(4) [略]	

備考 [略]

6～7 [略]

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

上下水道局職員の扶養手当の算定に当たってパートナーシップ関係にある者を配偶者と同様に取り扱うこととするための改正を行い、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第7条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>) (2)～(5) [略]	(扶養手当) 第7条 [略] 2 [略] (1) 配偶者(<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u><u>又はこれに相当するものとして管理者が定める者</u> (2)～(5) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消防団員の処遇の改善を目的として、報酬及び費用弁償を見直し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、<u>消防団員</u>(以下「<u>団員</u>」という。)の定員、任免、報酬及び服務等について必要な事項を定めるものとする。 (定員) 第2条 <u>団員</u>の定員は、120人とする。 (任命) 第3条 <u>団員</u>は、次のいずれにも該当する者のうちから任命する。 (1)～(3) [略] (<u>団長</u>の任期) 第4条 <u>消防団長</u>(以下「<u>団長</u>」という。)の任期は、2年とする。 2 <u>団長</u>は、再任されることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合を除き、通算して6年を超えることができない。 (定年による退職) 第5条 <u>団員</u>は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。 (定年) 第6条 <u>団員</u>の定年は、70歳とする。 (欠格条項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1)～(2) [略] (退職の届出) 第8条 <u>団員</u>は、その意により退職しようと	(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、<u>消防団員</u>の定員、任免、報酬及び服務等について必要な事項を定めるものとする。 (定員) 第2条 <u>消防団員</u>の定員は、120人とする。 (任命) 第3条 <u>消防団員</u>は、<u>次の各号</u>のいずれにも該当する者のうちから任命する。 (1)～(3) [略] (<u>消防団長</u>の任期) 第4条 <u>消防団長</u>の任期は、2年とする。 2 <u>消防団長</u>は、再任されることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合を除き、通算して6年を超えることができない。 (定年による退職) 第5条 <u>消防団員</u>は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。 (定年) 第6条 <u>消防団員</u>の定年は、70歳とする。 (欠格条項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>消防団員</u>となることができない。 (1)～(2) [略] (退職の届出) 第8条 <u>消防団員</u>は、その意により退職しよ

するときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出なければならない。

(分限)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠いたとき。

(4) [略]

2 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)～(2) [略]

(懲戒)

第10条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 [略]

(服務、規律)

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第13条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

うとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出なければならない。

(分限)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠いたとき。

(4) [略]

2 消防団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)～(2) [略]

(懲戒)

第10条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1)～(2) [略]

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 [略]

(服務規律)

第12条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災又は地震等の災害(以下「災害」という。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第13条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、その他の者にあつては消防団長に届け出なければならない。

2 消防団員は、特別の事情がない限り、その半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第14条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) [略]

(2) 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(3) 消防団又は団員の名義をもって他人の訴訟紛議に関与してはならない。

(4) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄付を募集し、又は営利行為をしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 団員の報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。

2 団員が職務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の旅費の支給方法は、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号。以下「旅費条例」という。)の例による。

第14条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) [略]

(2) 消防団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(3) 消防団又は消防団員の名義をもって他人の訴訟紛議に関与してはならない。

(4) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしてはならない。

(報酬)

第15条 消防団員の報酬は、月額報酬及び出動報酬とする。

2 月額報酬は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる消防団員の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 団長 7,450円

(2) 副団長 6,150円

(3) 分団長 5,250円

(4) 副分団長 3,850円

(5) 団員 3,050円

3 出動報酬は、出動の実績に応じて支給するものとし、その額は、1日につき、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害による被害が予測され、又は発生した場合に当該災害を防除し、又は当該被害を軽減するための出動 8,000円(従事した時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円)

(2) 前号に掲げる出動以外の出動 7,000円(従事した時間が6時間未満の場合にあつては、3,500円)

(費用弁償)

第16条 消防団員が職務のため旅行する場

別表(第15条関係) [略]	合は、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次の各号に掲げる消防団員の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 団長及び副団長 那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号。以下「旅費条例」という。)による2等級職員の旅費に相当する額 (2) 分団長及び副分団長 旅費条例による3等級職員の旅費に相当する額 (3) 団員 旅費条例による4等級職員の旅費に相当する額 2 前項の旅費の支給方法は、旅費条例の例による。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

財産の処分について

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産の処分（無償譲渡）をするため議会の議決を得る。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

譲渡財産内訳

園舎 1	曙こども園
所在地	那覇市曙 2 丁目 18 番 2 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・451 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 大竹福社会
所在地	那覇市曙二丁目 8 番 13 号
理事長	高江洲 和男
園舎 2	真地こども園
所在地	那覇市字真地 313 番地
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・472 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 翼福社会
所在地	那覇市高良一丁目 9 番 10 号
理事長	屋我 誠

園舎 3	金城こども園
所在地	那覇市金城 4 丁目 3 番地 1
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・668 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 オレンジ会
所在地	那覇市田原 1 丁目 8 番地 9
理事長	宮里 美代子

園舎 4	石嶺こども園
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 360 番地 8
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・725 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 千草福祉会
所在地	那覇市山下町 10 番 7 号
理事長	金城 弘子

園舎 5	城東こども園
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 74 番地 1
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・908 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 ポプラ福祉会
所在地	那覇市壺川 2 丁目 5 番地 13 号
理事長	崎濱 盛喜

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、本市との間に、「公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基本協定書」を締結した公私連携幼保連携型認定こども園 5 園の運営法人に対し、当該園の安定的な運営のため本市の普通財産である園舎を無償譲渡するため、この案を提出する。

那覇市緑ヶ丘公園集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市緑ヶ丘公園集会所

所在地 那覇市牧志 1 丁目 6 番 55 号

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人 くもじ地域福祉協議会

所在地 那覇市牧志 1 丁目 10 番 4 号

代表者 代表理事 東恩納 寛治

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市緑ヶ丘公園集会所の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市鏡水ふれあい会館

所在地 那覇市字小禄 909 番地 4

2 指定管理者となる団体

名 称 字鏡水自治会

所在地 那覇市字小禄 909 番地 4

代表者 会長 新崎 義信

3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市鏡水ふれあい会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市字大嶺自治会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市字大嶺自治会館

所在地 那覇市字栄原 1 丁目 4 番

2 指定管理者となる団体

名 称 字大嶺自治会

所在地 那覇市字栄原 1 丁目 3 番 1 号

代表者 会長 赤嶺 良一

3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市字大嶺自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

令和4年度包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和4年2月8日提出

那霸市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間の始期 令和４年４月１日
- 3 契約の金額 10,713,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方 [REDACTED]

公認会計士 木戸 秀徳

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、包括外部監査契約を締結するため、この案を提出する。



那 監 第 55 号
令和 3 年 12 月 3 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員
同
同

宮城
城間
奥間



令和 4 年度包括外部監査契約の締結について（回答）

令和 3 年 11 月 25 日付け那企企第 226 号で照会のありましたみだしのことに
ついては下記のとおりです。

記

異議はありません。

専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 9 号))

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定)に沿って、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援策として、住民税非課税世帯等に対して一世帯あたり 10 万円の給付を行うこととなった。

そのため早急な補正予算編成の必要が生じたが、当該給付金の性質上、早期の事業執行体制を整えなければならず、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 20 日付けで令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 9 号) を専決処分したので、その承認を求めるため、この議案を提出する。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 20 日

那覇市長 城 間 幹 子

件 名 令和 3 年度 那覇市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年 度
那 覇 市 一 般 会 計 補 正 予 算
(第 9 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,331,051 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,072,962 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 1 月 20 日

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 60,115,564	千円 6,331,051	千円 66,446,615
	2 国庫補助金	20,513,639	6,331,051	26,844,690
歳 入	合 計	180,741,911	6,331,051	187,072,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 92,450,681	千円 6,331,051	千円 98,781,732
	1 社会福祉費	29,228,771	6,331,051	35,559,822
歳 出	合 計	180,741,911	6,331,051	187,072,962

第2表 繰越明許費補正

追加

単位:千円

款	項	事業名	金額
3 民生費			6,331,051
	1 社会福祉費		6,331,051
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	6,331,051
合	計		6,331,051

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	千円 60,115,564	千円 6,331,051	千円 66,446,615
	歳入合計	180,741,911	6,331,051	187,072,962

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					一 般 財 源
				特 定		財 源			
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
3 民生費	千円 92,450,681	千円 6,331,051	千円 98,781,732	千円 6,331,051	千円	千円	千円	千円 0	
歳 出 合 計	180,741,911	6,331,051	187,072,962	6,331,051			0		

2 歳 入
第 1 5 款 国庫支出金
第 2 項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2 民生費国庫補助金	9,363,824	6,331,051	15,694,875	1 社会福祉費補助金	6,331,051	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金 6,331,051 千円
計	20,513,639	6,331,051	26,844,690	—	—	—

3 歳 出 民 生 費
第 3 款 第 1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定		財源		区分	金額	
				国県支出金	地方債	その	他の			
1 社会福祉総務費	千円 6, 611, 672	千円 6, 331, 051	千円 12, 942, 723	千円 6, 331, 051	千円	千円	一般財源	千円	千円	福祉政策課 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 6, 331, 051
								3 職員手当等 時間外勤務手当等	6, 299	
								10 需用費	3, 050	
								消耗品費	3, 050	
								11 役務費	59, 171	
								通信運搬費	43, 771	
								手数料	15, 400	
								12 委託料	328, 178	
								13 使用料及び賃借料	22, 653	
								18 負担金、補助及び交付金	5, 911, 700	
計	29, 228, 771	6, 331, 051	35, 559, 822	6, 331, 051						

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括		単位 千円			
区分	職員数 (人)	給 与 費			合 計
		報酬	給料	職員手当	
補正後	2,303 (1,806)	2,683,291	8,159,070	6,934,744	21,370,220
補正前	2,303 (1,806)	2,683,291	8,159,070	6,928,445	21,363,921
比 較	0 (0)	0	0	6,299	6,299

※(0)内は、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務の会計年度任用職員で、外書である。

職員手当の内訳		単位 千円					
区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末手当
補正後	266,059	3,361	276,658	167,417	68,424	122,423	2,358,335
補正前	266,059	3,361	276,658	167,417	68,424	122,423	2,358,335
比 較	0	0	0	0	0	0	0
区 分	勤勉手当	時間外勤務 手当等	夜間勤務手当	義務教育特別 手当	退職手当	初任給調整 手当	単身赴任手当
補正後	1,340,492	677,085	8,869	1,750	1,633,000	10,871	0
補正前	1,340,492	670,786	8,869	1,750	1,633,000	10,871	0
比 較	0	6,299	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位 千円

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
			職員の變動に伴う増減分	0
			休職等による増減分	0
職員手当	6,299	その他の増減分	その他の増減分	0
			制度改正に伴う増減分	0
			6,299	
			扶養手当	0
			地域手当	0
			住居手当	0
			通勤手当	0
			特殊勤務手当	0
			管理職手当	0
			期末手当	0
			勤勉手当	0
			時間外勤務手当等	6,299
			夜間勤務手当	0
			義務教育特別手当	0
			退職手当	0
			初任給調整手当	0
			単身赴任手当	0

議決内容の一部変更について

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和4年2月8日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 議 案 名 工事請負契約について（第一牧志公設市場建設工事（建築）） （令和2年6月26日同意）

契約の相手方 國場組・大米建設共同企業体

代表者 沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号
株式会社 國場組
代表取締役 玉城 徹也

構成員 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
株式会社 大米建設
代表取締役社長 仲本 靖彦

- | | |
|----------|----------------|
| 2 変更する事項 | 請負代金額 |
| 既 決 金 額 | 2,660,748,200円 |
| 変 更 金 額 | 2,774,437,600円 |

（提案理由）

第一牧志公設市場建設工事（建築）について、議決内容の一部を変更するため、この案を提出する。

那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市ぶんかテンプス館
所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社沖縄コングレ・株式会社 PB コミュニケーションズ
共同企業体
所在地 那覇市久茂地 3 丁目 1 番 1 号
代表者 代表取締役 武内 紀子

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市の公共下水道を南風原町の住民の利用に供させることについて

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、那覇市の公共下水道を南風原町の住民の利用に供させることについて、別紙のとおり南風原町と協議するため、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

南風原町字新川 506 番 3 他 34 筆の住民が那覇市の公共下水道(汚水)を利用することについて、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により南風原町と協議するにあたり、同条第 3 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

南風原町字新川地内の公共下水道の利用に係る協議書

那覇市(以下「甲」という。)と南風原町(以下「乙」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、甲の公共下水道を乙の住民の利用に供させることについて、次のとおり協議した。

(利用区域の特定)

第 1 条 本協議において、甲が乙の住民に公共下水道の利用を供させる区域は、南風原町字新川地内の「環境の杜ふれあい公園」とする。

(使用料の算定及び排水設備の設置)

第 2 条 下水道使用料の算定及び徴収並びに排水設備の設置については、法令に定めるもののほか、那覇市下水道条例(1969 年那覇市条例第 6 号)及び同条例施行規程(平成 17 年那覇市上下水道局規程第 8 号)を適用する。

2 下水道使用料については、乙が排出汚水量等を甲に報告し、甲は同報告に基づき算定した下水道使用料を使用者から徴収する。

(協議事項)

第 3 条 本協議書に定めのない事項又は協議事項の疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定める。

本協議の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙の記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市
 那覇市長 城間 幹子

乙 南風原町
 南風原町長 赤嶺 正之

那覇市の公共下水道を浦添市の住民の利用に供させることについて

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、那覇市の公共下水道を浦添市の住民の利用に供させることについて、別紙のとおり浦添市と協議するため、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

浦添市前田1丁目及び前田4丁目の各一部の住民が那覇市の公共下水道(汚水)を利用することについて、地方自治法第 244 条の3第2項の規定により浦添市と協議するにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

浦添市前田地内の那覇市公共下水道の利用に係る協議書

那覇市(以下「甲」という。)と浦添市(以下「乙」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、甲の公共下水道を乙の住民の利用に供させることについて、昭和 62 年 3 月 30 日付で締結した協定書(以下「原協定書」という。)の区域を拡大するにあたり、必要な事項を定めるため、次のとおり協議した。

(協議区域)

第 1 条 甲が乙の住民に那覇市公共下水道の利用を供させる区域は、浦添市前田地内の区域(以下「協議区域」という。)であり、別紙「浦添市の公共下水道を那覇市の公共下水道に接続する区域図」に定めるとおりとする。

(経費負担)

第 2 条 乙は、協議区域の排出汚水量等を甲に報告するとともに、甲が算定した下水道使用料を支払う。

2 甲は、前項の下水道使用料の算定については、那覇市下水道条例(1969 年那覇市条例第 6 号)及び同条例施行規程(平成 17 年那覇市上下水道局規程第 8 号)の例によるものとする。

3 第 1 項に規定する排出汚水量等の報告及びその他の事務取扱について必要な事項は、甲乙別に定める覚書によるものとする。

第 3 条 乙は、協議区域からの汚水を流入することにより、甲の管理する公共下水道施設の能力に支障が生じた場合には、その建設費を負担する。

(維持管理及び設置等)

第 4 条 甲乙は、公共下水道の維持管理及び排水設備の設置等については、法令に定めるもののほか、それぞれの条例等に基づくものとする。

(原協定書の失効)

第 5 条 原協定書は、本協議書の締結日の前日を限り、その効力を失う。

(協議事項)

第 6 条 本協議書に定めのない事項又は協議事項の疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

本協議の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙の記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市
那覇市長 城間 幹子

乙 浦添市
浦添市長 松本 哲治

浦添市の公共下水道を那覇市の公共下水道に接続する区域図



人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月8日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

- 1 
みやざと れいこ
宮里 玲子  〈再任推薦〉
- 2 
ひ が ゆ み こ
比嘉 由美子  〈再任推薦〉
- 3 
かねしろ てる み
兼城 照美  〈再任推薦〉
- 4 
あらかき はる え
新垣 春江  〈再任推薦〉
- 5 
きんじょう てつ お
金城 哲夫  〈新規推薦〉

